

改正

平成23年3月31日告示第48号

平成24年7月4日告示第94号

平成26年3月31日告示第38号

平成28年1月27日告示第15号

平成29年2月15日告示第16号

名張市水洗便所等改造資金補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既設のくみ取便所の水洗化及び排水設備（下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する排水設備をいう。以下同じ。）の設置又は改造をしようとする者に対し、市がその工事に必要な資金を補助することにより、住民の生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象となる区域（以下「処理区域」という。）は、次に掲げる区域とする。

- (1) 法第2条第8号に規定する本市の公共下水道の処理区域
- (2) 農業集落排水事業で実施した事業区域
- (3) 戸別浄化槽設置事業区域
- (4) 名張市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成2年4月1日制定）の規定による補助金の交付対象となる区域

2 交付の対象となる工事（以下「改造工事」という。）は、次に掲げる期間に、処理区域内で所有する自己の居住の用に供する建築物の既設のくみ取便所を水洗便所に改造する工事及び排水設備を設置又は改造する工事とする。ただし、市長がこの期間内に改造工事ができなかったことについて、相当の理由があると認めた者については、この限りでない。

- (1) 法第9条の規定による下水道供用開始の告示の日から、くみ取便所の水洗化は3年以内、排水設備の設置又は改造は1年以内
- (2) 名張市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成3年条例第25号）第4条及び第5条による供用開始の告示の日からくみ取便所の水洗化は3年以内
- (3) 浄化槽を設置する者は設置と同時

3 交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する世帯に属するものとする。

(1) 生活保護世帯については、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号の生活扶助を受けていること。

(2) 次に掲げる世帯のいずれかに属する者で、当該世帯を構成する全員の市民税が非課税の世帯であること。

ア 世帯が独立し、かつ、当該世帯のみで居住する満65歳以上の高齢者世帯であること。

イ 世帯が独立し、かつ、当該世帯のみで居住する子が18歳未満の一人親世帯であること。

ウ 世帯が独立し、かつ、当該世帯のみで居住する世帯構成員に障害の手帳を持つ者がいる障害者世帯であること。

4 補助金は、次に掲げる建築物について、交付の対象としない。

(1) 市税、国民健康保険税、水道料金、農業集落排水処理施設使用料又は受益者負担金を滞納している者が所有又は使用する建築物

(2) 供用開始の告示の日以降に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条による建築確認申請の必要な新築、改築、増築又は移転をする建築物

(3) その他市長が不適当と認める建築物

5 補助金は、1世帯につき1回限りとする。

6 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる既設のくみ取便所の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) くみ取便所 水洗便所への改造に要する公共下水道等排水設備の経費

(2) 浄化槽 浄化槽を廃止し、公共下水道等に接続する工事に要する経費
(補助金の額)

第3条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とし、予算で定める範囲内で補助を行うものとする。この場合において、当該金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 前条第3項第1号に該当する交付対象者 水洗便所等の改造に要する費用（水洗便所の改造に伴って法第10条第1項及び名張市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第5条に規定する排水設備等を設置する場合における当該設置に要する費用をいう。以下同じ。）に相当する額とし、60万円を限度とする。

(2) 前条第3項第2号に該当する交付対象者 水洗便所等の改造に要する費用に相当する額と

し、30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 水洗便所等改造資金の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水洗便所等改造資金補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 世帯全員の市税等完納証明書及び所得証明書。ただし、生活保護世帯は除く。
- (4) 工事金額見積書の写し
- (5) 排水設備等計画（変更）確認申請書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、補助の可否及び補助額を決定し、その結果を水洗便所等改造資金補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

(実績の報告)

第6条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた申請者は、当該通知を受けた日から3月以内に改造工事を完成させなければならない。

2 申請者は、工事が完成し、次に掲げる事由に該当したときは、水洗便所等改造資金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 名張市公共下水道条例（平成17年条例第5号）第6条に規定する検査に合格したとき。
- (2) 名張市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成3年規則第17号）第4条第2項により排水設備等検査済証の交付を受けたとき。
- (3) 名張市戸別浄化槽条例施行規則（平成20年規則第14号）第3条第2項により戸別浄化槽設置決定通知書を受けたとき。
- (4) 名張市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条により補助金交付額確定通知書の交付を受けたとき。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、補助金額を確定したときは、水洗便所等改造資金補助金確定通知書（様式第4号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による補助金額の確定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）に対し、水洗便所等改造資金交付請求書兼委任状（様式第5号）による請求に基づき、補助金の全額を改造工事施工業者である名張市指定工事店の口座に振り込むものとする。

(交付の取消及び返還)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助対象者に対して補助金の交付決定を取り消し、又は補助した金額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第48号）

改正

平成26年3月31日告示第38号

平成29年2月15日告示第16号

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(工事を実施する期間の特例)

2 この要綱の施行の日から平成32年3月31日までの間における改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「3年以内」とあるのは「平成32年3月31日まで」とする。

附 則（平成24年7月4日告示第94号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第38号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月27日告示第15号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年 2 月15日告示第16号）

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。